

## 企画提案仕様書

### 1 委託業務のターゲット

本業務は、県民全体に向けた啓発を行いつつ、若年層や子育て世代への啓発を重点的に行う。特に今回の選挙は投開票日が連休中日となることも想定し、期日前投票を積極的に利用するように呼びかけることを目的としている。提案者は、本業務の事業効果の最大化を図るために最適と考えられるターゲット像を検討の上、提案すること。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 啓発コンセプト、デザイン等の選定、企画

- ・ 1で提案するターゲット像・目的を踏まえたコンセプトを提案することとし、ターゲットの目に触れやすい広報啓発活動を実施すること。
- ・ 広報啓発の実施にあたっては、内容や手法が県民に対して効果的になるよう創意工夫に努めるとともに、最適な予算配分を検討の上、提案すること。
- ・ 選挙に関するイメージキャラクターを使用する場合は、「アッピー」をメインキャラクター又はサブキャラクターとして使用すること。

#### (2) 仕様書にて指定する広告の実施及び啓発媒体の作成

インターネット広告等を活用した啓発企画

##### ア クリエイティブの作成

- ・ 提案内容に応じて、広告効果の最大化を図るうえで最適なクリエイティブを提案すること。併せて、選択したプラットフォームに広告を最適化するための画像、コピーライティング等の編集についても実施すること。
- ・ 広告クリエイティブは、公序良俗に反しないものであって、広告接触後に選挙に対する関心や投票意欲を喚起するとともに、好意的なブランド・イメージの形成が見込まれるような内容とすること。

##### イ 広告配信

- ・ 広告プラットフォームや配信方法については、ターゲット像を踏まえて、本業務の事業効果の最大化を図るため最適と考えられる媒体（複数の媒体の組み合わせも可）を選定の上、提案すること。
- ・ 広告配信にあたっては、すでに本県が所有する選挙広報用の SNS (Instagram、LINE、Youtube、facebook、X) アカウント等を活用し、情報拡散性やリーチ等の特徴を考慮した上で、県内における 1 で提案するターゲット像に対して効果的な配信計画を提案すること。
- ・ 広告配信は、広告配信期間を通じて、PDCA サイクルを回しながら、広告内容、配信対象、配信方法、オウンドメディアの内容等について、愛媛県と協議しながら、継続的に改善を図ること。

##### ウ ランディングページの作成

- ・ ターゲットに即した選挙啓発や期日前投票の利用を促すランディングページを作成し、県選挙管理委員会の特設サイトに誘導させること。

##### エ その他

- ・ 別紙「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づいて実施すること。

※候補者情報や投開票情報等を掲載する参議院議員通常選挙の特設ページについては県選挙管理委員会が作成・運営する予定のため、委託内容には含まれない。

(3) その他若年層及び子育て世代をメインターゲットとし、期日前投票の利用を促進する啓発効果の高い事業等の企画・提案

- ・若年層及び子育て世代向けに啓発効果を高めるよう、(2)の事業における手法について工夫するほか、別紙「啓発事業計画(案)」で例示した事業以外も含め、使用する媒体・手法の特性を十分に活用し、話題性に優れた事業を検討すること。

(4) 効果検証

- ・(1)～(3)の業務内容を踏まえて、本業務の成果を分析するために有効な指標について、事業の目的に応じた効果検証スキームや目標 KPI を提案すること。
- ・目標 KPI で示した各種値を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。
- ・選挙期間後、速やかに効果検証を実施し、その結果を県選挙管理委員会に報告すること。

### 3 委託業務の実施期間

契約締結の日から、令和7年8月31日まで

(啓発実施期間：公示日から選挙期日の翌日まで)

### 4 各種啓発事業に盛り込む選挙情報

- (1) 選挙期日 未定
- (2) 選挙区分 第27回参議院議員通常選挙
- (3) 管理執行機関 愛媛県選挙管理委員会

### 5 啓発事業企画書等の作成に当たっての留意事項

- (1) 見積業者及び請負業者等については、事業実施に支障のない範囲内で、県内業者を採用すること。
- (2) 公職選挙法等の関係法令に抵触しない内容であること。
- (3) 啓発のデザインに採用する素材については、公職の候補者及び後援団体等と関係のあるものは一切使用しないこと。

### 6 その他留意事項

- (1) 各種啓発事業は、公示日(選挙期日の少なくとも17日前とされている)から実施すること。
- (2) 委託業者については、委託期間中、第27回参議院議員通常選挙に係る立候補予定者又は政党その他の政治団体の政治活動に関与してはならないこと。
- (3) 啓発事業企画書等の作成及びこれに係る附帯事業に要する経費等については、すべて参加業者の負担とするものであること。
- (4) 委託業務の実施による成果物等の著作権は県に帰属するものとする。